

令和4年 12月1日

定例年金相談所開設

住民生活課

次のとおり、掛川年金事務所による年金相談所が開設されます。

※ 年金相談は事前予約制です。相談を希望される方は、前日までに、掛川年金事務所に電話でご予約ください。

予 約 先 ： 掛川年金事務所（電話：0537-21-5524）

◎と き 令和4年 12月14日（水）

令和5年 1月11日（水）

午前9時30分～正午（開設は午前中のみです）

◎ところ 森町総合体育館 森アリーナ 1階 相談室

◎持ち物 ・ 年金手帳（受給者は年金証書）
・ 委任状（代理の方が相談される場合）

税務課・福祉課・住民生活課

町税等の納期について（12月分）

今月は町税の「納税推進月間」です。

納期限内に納めましょう。

- | | |
|-----------------|-----|
| ● 固定資産税 | 第3期 |
| ● 国民健康保険税（普通徴収） | 第6期 |
| ● 介護保険料（普通徴収） | 第5期 |

納期限 **12月26日(月)**までに 納めてください。

- | | |
|--------------------|-----|
| ● 後期高齢者医療保険料（普通徴収） | 第5期 |
|--------------------|-----|

納期限 **1月4日(水)**までに 納めてください。

※ 口座振替の場合、納期限の日引き落としされます。
納期限をお間違えのないように、口座残高のご確認をお願いします。

マイナンバーカード業務の日曜開庁について

【 住民生活課 】

仕事などの都合で、開庁時間内に役場窓口に来ることができない方を対象に、マイナンバーカードの交付、申請サポート、電子証明書の更新、マイナポイント申込みのサポートを行います。

新型コロナウイルス感染対策のため、予約制とさせていただきます。ご希望の方は、住民係（Tel 85-6312）に予約の上、窓口へお越しください。

◇ 日 時 12月25日（日）午前8時30分 ～ 正午

町民の
2人に1人が
持っています！

◇ 場 所 森町役場 住民生活課 受付窓口

◇ 取扱業務・持ち物



対象者	取扱業務	持ち物
申請済みの方 (交付通知書が 届いた方)	カードの交付	・ 交付通知書（はがき） ・ 本人確認書類 ・ 通知カード（お持ちの方）
カードの更新 通知が届いた方	電子証明書の更新	・ マイナンバーカード ・ 更新通知書 ・ 暗証番号（再設定も可）
これから取得する方	申請のサポート	・ 本人確認書類 ・ 通知カード（お持ちの方）

マイナポイントは申し込みましたか？

令和4年12月末日までにマイナンバーカードを申請しないと
最大2万円分のマイナポイントはもらえません！

◆マイナポイントの申込みに必要なもの

- ・マイナンバーカード
- ・電子証明書の暗証番号(数字4ケタ)
- ・ポイントを付与したいキャッシュレス決済サービスの情報(カードやアプリなど)
- ・口座番号がわかるキャッシュカードや通帳(公金受取口座登録の場合)

令和4年11月6日現在、森町のマイナンバーカード申請者数11,154人 申請率63.1%

◇ 予約・問合せ先 住民生活課住民係 Tel 85-6312

令和4年度生ごみ処理機設置補助制度のご案内

生ごみの減量にご協力をお願いします！

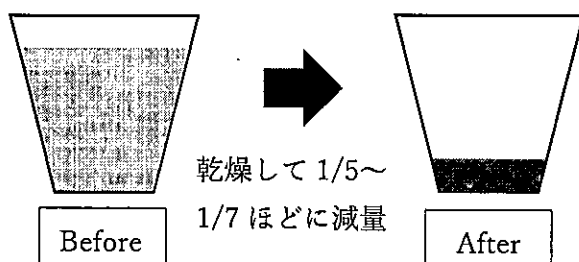
新型コロナウイルスの影響による自粛生活等で、森町の家庭ごみの排出量は増加傾向にあります。森町では、家庭から出る可燃ごみの約4割を占めているといわれる生ごみの減量が、ごみ減量の大きなポイントと考え、生ごみ処理機（電気式）を購入された方に対して、予算の範囲内で、購入額の一部を補助しています。

処理機を使用することで、生ごみの量が減少し、ごみ出し頻度の減少や悪臭防止にも繋がりますので、積極的なご活用をお願いいたします。

【補助の概要】

補助対象	● 生ごみ処理機（電気式のみ）を購入する方 ● 新品であること（中古品は補助金対象外） ● 町内在住の方・町税等を滞納していない方（同一世帯の方を含む） ● 1世帯に生ごみ処理機1台とし、過去5年以内に同じ補助金の交付を受けていない方
補助金額	消費税を含む購入費用の2分の1以内で上限30,000円とします。 ※100円未満切り捨て ※送料、保証料、ポイント支払分は購入費用から除く。
申請方法	購入後に申請書へ必要事項を記入し、森町役場住民生活課 生活環境係へ提出してください。今年度の提出期限は、令和5年3月31日です。 提出先：役場別館1階 住民生活課生活環境係（電話 0538-85-6314）
持ち物	● 申請書 ● 領収書（購入日、購入金額、販売店名、商品名、購入者名が記載されたもの）の写し ● 請求書 ● 振込先の口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等） ※コピー可 ● 認印（スタンプ印・ゴム印不可） ※申請書及び請求書は生活環境係に備えてあります。ホームページからダウンロードもできます。

※町のホームページにも詳細を掲載してあります。



※機種により減量幅は異なります。

【問合せ先：住民生活課生活環境係（電話）85-6314】

資源ごみ拠点回収のご案内

(住民生活課)

資源ごみは、地域の収集に加え、毎月第2・4土曜日に役場別館前で以下のとおり資源ごみを無料回収しています。

ぜひ、ご活用いただき、リサイクルの推進にご協力をお願いします。

対象者	町内に在住の方	
回収日時	毎月第2・4土曜日 午前9時30分～正午 ※12月の実施日 12月10日・24日	
回収品目	びん・ペットボトル・プラスチック容器包装	
回収場所	役場別館住民生活課前(本庁舎北側)	
出し方	①	地域の資源ごみ回収と同じように分別してコンテナ等に入れてください。
	②	汚れがひどいごみや、割れてしまったびん等は資源ごみとして回収することができません。「がれき類」や「燃やせるごみ」として、地域の回収日に出してください。
	③	ごみの分別方法については、各世帯に配布した「燃えないごみの分け方・出し方」を参考にしてください。
注意事項	①	回収物は、町内の家庭から出たごみに限ります。事業所(個人事業主を含む)から出たごみは回収できません。
	②	回収場所では、作業員の指示に従ってください。
	③	雨天時でも実施しますが、台風等の悪天候で中止となる場合があります。中止の場合は、町ホームページや町公式 LINE 等でお知らせをします。
	④	<u>駐車場内での車の運転には、十分注意してください。</u>
	⑤	<u>回収時間を厳守してください。開始時間より早くご来庁いただいても回収することはできません。</u>

* 問合せ先: 住民生活課生活環境係 電話: 85-6314

年末年始のごみ収集及びごみ直接持込み等について

(住民生活課 電話 85-6314)

◎ 燃やせるごみ

・ 業者が回収する日

収集曜日	地 区	年 末	年 始
月・木	三倉地区・天方地区・城下上・城下下・赤松・川向・本丁・新町・川久保・開運町・明治町・大上・橘・薄場・睦実地区	12月29日（木）まで	1月5日（木）から
火・金	仲横町・本町・川原町・下宿・栄町上・栄町中・南町・大門・西幸町・促進住宅森・向天方下・向天方上	12月30日（金）まで	1月6日（金）から
水・土	一宮・園田・飯田地区（睦実地区を除く）	12月28日（水）まで	1月4日（水）から

・ 中遠クリーンセンターへ直接持ち込む場合

年末は大変混み合いますので、できるだけ地域の収集を利用するか、時期をずらしての搬入をお願いします。

◆中遠クリーンセンター [電話：30-0530]

＜年末＞ 12月28日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時まで

＜年始＞ 1月4日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時まで

◎ 燃やせないごみ

・ 中遠粗大ごみ処理施設へ直接持ち込む場合

年末は大変混み合いますので、できるだけ地域の収集を利用するか、時期をずらしての搬入をお願いします。

◆中遠広域粗大ごみ処理施設 [電話：37-4854]

＜年末＞ 12月28日（水）午前9時～正午、午後1時～午後4時30分まで

＜年始＞ 1月4日（水）午前9時～正午、午後1時～午後4時30分まで

◎ し尿浄化槽清掃業務

※ 年内に処理を希望される方は、12月21日(水)までに(有)森町衛生社へ連絡してください。

◆(有)森町衛生社 [電話：85-2700]

【営業時間】 午前8時～午後5時（ただし、土日祝日は休み）

＜年末＞ 12月28日（水）正午まで

＜年始＞ 1月5日（木）午前8時から



犬の所有者の皆様へ

(住民生活課)

犬の所有者は、町への届出と年に1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。咬傷事故があってからでは手遅れです。

予防注射については本来、狂犬病予防法施行規則により、4月1日から6月30日までの間に受けることとされていますが、令和4年度においては、昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症発生の影響等の観点から、令和4年12月31日までの間に実施することとされています。

注射をお済みでない犬の所有者の方については、速やかに予防注射を受けさせていただきますよう、お願いいたします。

【その他犬の飼育について】

※リードや首輪は適正ですか？思わぬ事故や迷い犬となるのを防ぎましょう。

※首輪には、鑑札・注射済票・迷子札を必ず着けましょう。

※フンの始末は飼い主の最低限のマナーです。

※ルールを守り、住みよいまちづくりにご協力をお願いします。

【注射済票について】

以下の動物病院以外で狂犬病予防注射を接種した場合は、その場で「狂犬病予防注射済票」の交付を受けることができません。そのため、注射を受けた後、動物病院が発行した「狂犬病予防接種済証」と愛犬カード、交付手数料（550円）を持って速やかに役場 住民生活課 生活環境係（別館1階）で、「狂犬病予防注射済票」の交付を受けてください。

病院名	住所	電話番号
森のどうぶつ病院	森町一宮 4080-1	0538-89-6222
あいの動物病院	袋井市高尾 85-5	0120-101-749
ウッドベル動物病院	袋井市下山梨 2-12-4	0538-48-5588
袋井動物病院	袋井市可睡の杜 31-1	0538-49-2255
本間獣医科医院 袋井山梨病院	袋井市下山梨 2-10-34	0538-49-0139

* 問合せ：生活環境係（電話：85-6314）

町営住宅の入居者募集について

定住推進課

町営住宅の入居者を募集します。今回の募集概要は、次のとおりになります。

- 1【募集期間】 令和4年12月12日（月）～12月23日（金）
※午前8時30分から午後5時15分まで（土曜・日曜を除く）
- 2【入居予定日】 令和5年2月下旬以降になります。
- 3【募集団地】

団地名	部屋番号	町内会	間取り	築年数	エレベーター	家賃（月額）	応募可能な世帯人数
天宮	205（2階）	開運町	2LDK	18年	○	21,900～40,000円 （注1）	2人以上 （単身は不可）
天宮	206（2階）	開運町	2LDK	18年	○	21,900～39,900円 （注1）	2人以上 （単身は不可）
やざき	3A4（3階）	谷崎	2LDK	29年	×	21,400～42,000円	2人以上 （単身は不可）

注1：天宮団地の2階以上の家賃はエレベーター使用料（3,200円/月）が加算された額です。

- 4【応募資格】 申込みができる方は、①～⑤のすべてを満たしている人です。

①同居又は同居しようとする親族がいること。

（条件に該当する人は、単身でも入居ができる場合があります。）

②申込者と同居親族の過去1年間の収入の合計金額が次の基準に当てはまること。

入居する人数	2人	3人	4人
収入の合計金額	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下

※小学生以下の子どもがいる世帯、高齢者世帯（60歳以上）、障害者世帯については収入基準が緩和されます。

③現在、明らかに住宅に困っていること。（具体的な理由が必要です。）

④市町村税を滞納していないこと。

⑤申込者本人を含めた同居する世帯員のだれもが暴力団員でないこと。

- 5【家賃】 入居者・同居親族の収入と同居親族の人数等により決定します。

- 6【敷金】 決定した家賃の3か月分

- 7【その他】 入居を希望及び検討される方は、下記までお気軽にご連絡ください。
詳細は森町役場のホームページをご覧ください。

画面上欄にて 町営住宅  で検索してください。

- 8【申込み・問合せ先】

〒437-0293 周智郡森町森2101-1 森町役場別館2階

定住推進課 住まい支援係 電話：85-6321 FAX：85-4419

メール：tei_jyu@town.shizuoka-mori.lg.jp

「わが家の耐震改修及びブロック塀等の除却」補助制度について

定 住 推 進 課

約6年前に発生した熊本地震において、未耐震の住宅が大きな被害を受けました。この教訓を踏まえて、1の木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）を利活用して、わが家の耐震化に努めましょう。耐震改修をご検討している場合は、まずは定住推進課にご相談ください。

1 木造住宅の耐震改修事業（補強計画一体型）

① 内 容	木造住宅の補強計画策定に基づいて、耐震改修工事を実施します。 ただし、 <u>耐震改修工事まで完了しないと補助金の対象外</u> になりますので、ご注意ください。
② 補 助 金 額	一般世帯・・・1戸につき、最大 <u>120万円</u> を補助します。 高齢者等世帯・・・1戸につき、最大 <u>140万円</u> を補助します。 高齢者等世帯とは、 1. 65歳以上の者のみが居住している場合 2. 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住している場合 3. 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住している場合 4. 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住している場合
③ 補 助 の 条 件	耐震改修工事期間中に、耐震改修の宣伝等を行っていただきます。

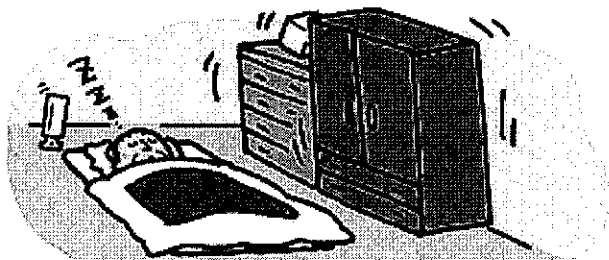
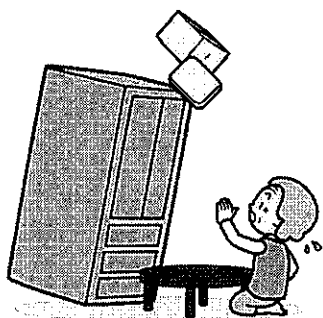
2 ブロック塀等の除却事業 ※既存ブロック塀等を除却する場合

① 対 象 と な る ブ ロ ッ ク 塀	(1)住宅や事業所等から避難所、避難地等へ至る <u>公衆用道路</u> （私道を除く。）に面しているブロック塀 (2)地震発生時に倒壊の危険があるブロック塀 (3)敷地に面している、道路面の一番高い箇所を基準にして高さが60cmを超えている既存ブロック塀
② 補 助 額	除却にかかる費用（業者の見積額）と町の基準額を比較して、少ない額の3分の2以内で、1敷地につき、26万6,000円以内
③ 計 算 例	既存ブロック塀の除却する長さが10.0mで、 <u>業者の見積額が15万円</u> の場合 町の基準額の算定方法 $10.0\text{m} \times 8,900\text{円/m} = 8\text{万}9,000\text{円}$ <u>町の基準額 8万9,000円</u> < 業者の見積額 15万円 上記の場合、町の基準額の方が少ないため、町の基準額の3分の2以内になります。 $8\text{万}9,000\text{円} \times 2/3 \text{（補助率）} = 5\text{万}9,333\text{円}$ ただし、千円未満は切捨てになるため、 <u>5万9,000円</u> が補助額になります。

定住推進課住まい支援係までお気軽にお問い合わせください。電話 85-6321

あっ！！あぶない！！

～その家具、固定しませんか？～



◆町では家具の固定を支援する事業を行っています

「地震でタンスや食器棚が倒れてきたら怖いなあ…でも固定ってどうすれば？」
 そんなお悩みに「森町建築工業組合」に加盟する地元の大工さんが応えます！
 お問い合わせやお申込みは防災課へ(TEL：８５－６３０２)
 ※申請書は防災課窓口、もしくは、町のホームページにてお取り寄せください。

◆家具等固定推進事業について（QRコードからも確認できます）

対象は町内に住所を有する世帯で、一世帯の固定台数は最大５台まで
 ※過去に事業を利用した場合でも、５台までは再申請ができます。

１台固定	６００円
２台固定	１，２００円
３台固定	１，８００円
４台固定	２，４００円
５台固定	３，０００円



※以下のいずれかに該当する世帯は、実施費用の負担はありません。

- １．６５歳以上の方のみで居住する世帯
- ２．身体障害者手帳の交付を受け、障害者等級が１級または２級の方が居住する世帯
- ３．介護保険法による要介護または要支援認定を受けている方が居住する世帯
- ４．療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住する世帯

◆対象となる家具等

居住する住宅内の家具、タンス・食器棚・冷蔵庫・テーブルなど固定可能なもの
 ※ピアノや電化製品等で固定が困難なものは対象外となります。

◎問合せ先 防災課 防災係 TEL：８５－６３０２ FAX：８５－５２５９

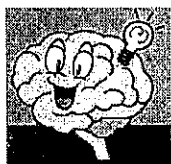
上水道検針員を募集します

森町上下水道課

上下水道課では上水道検針員（業務委託契約）を募集します。

- 1 募集人員 1名
- 2 応募資格 原動機付自転車以上の運転免許を所有し、自己所有車で業務を行える方
- 3 業務内容 毎月1日～10日頃までに、家庭及び事業所等の量水器（水道メーター）を検針します。（傷害総合保険加入あり）
- 4 業務条件 検針1件あたり65円 平均件数 月1,600件程度
- 5 業務開始 令和5年1月4日（水）から（前任者の指導随伴あり）
- 6 応募期限 令和4年12月20日（火）
- 7 申込方法 写真付き履歴書・運転免許証の写しを上下水道課へ提出してください。後日面談を行い、決定させていただきます。

※申込み・問合せ先 上下水道課（電話85-6326）



頭の元気度測定のお知らせ

（福祉課）

個別・無料で測定！7分程度で結果が分かる！

以下の測定日について予約を受け付けます。ご連絡ください。

と き

12月23日（金）・1月26日（木）

午前9時	午前10時	午前11時
午後1時	午後2時	午後3時

要予約

※感染防止対策をして実施します。（各時間枠お1人さまずつ）

ところ

森町保健福祉センター 1階相談室（個室）

測定

タッチエムという機械で測定します。

※問題の説明を受け、練習をしてから測定します。



全部で20問、
測定時間7分程度。
タブレットパソコンの
タッチパネルで解答



測定のほか、脳が活性化
する生活のヒントなど、
看護師が相談も行いま
す。



問合せ・予約申込み

地域包括支援センター 係

☎85-6341



電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について

福 祉 課

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、以下のいずれかに該当する世帯に対して、1世帯あたり5万円の給付金を支給します。

① 住民税非課税世帯

対 象：令和4年9月30日時点で森町の住民基本台帳に登録されている方で、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯。

手続き：対象となる世帯の世帯主に手続きに必要な書類を郵送しました。記載内容をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。審査が完了次第、順次振込みを行います。

② 家計急変世帯

対 象：①に該当する世帯以外で、申請時点で森町の住民基本台帳に登録されている方で、令和4年1月から12月までに予期せず家計が急変し、世帯全員の収入が住民税非課税世帯相当となった世帯。

手続き：本人確認書類、振込先口座が確認できる書類、世帯全員分の収入が確認できる書類とともに、申請書及び申立書をご提出ください。

※申請書等は、町のホームページからダウンロードしていただくか、福祉課窓口でお渡しします。

①②共通

書類提出期限：令和5年2月28日（火）【必着】

以下の世帯は対象外となります。

- ・住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・租税条約による住民税の免除を届け出ている者を含む世帯

※ 町から現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることや、給付金の支給のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありませんので、ご注意ください。

担当：電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金窓口

（森町保健福祉センター内 福祉課）

電話：0538-86-6661（平日9時～12時、13時～16時）

介護保険の要介護認定を受けている方は、所得税・住民税の障害者控除の対象となる場合があります。

(福祉課)

65歳以上の要介護認定を受けている方で、「身体障害者手帳」等をお持ちでない方でも、一定の要件を満たしている場合は、町から交付される「障害者控除対象者認定書」を税金の申告の際に提示又は添付することで、障害者に準じて控除を受けられる場合があります。

対象者

65歳以上の要介護度1～5と認定されている方で、医師の意見書により「認知症」又は「6か月以上寝たきり」と確認できる方。

ただし、「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は対象になりませんので、ご注意ください。

控除を受けるには

役場福祉課にある「障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入し、窓口へ提出してください。認定された方には、後日郵送にて「障害者控除対象者認定書」をお送りします。なお、即日発行はできませんのでご了承ください。

「障害者控除対象者認定書」が交付された方は、税金の申告の際に提示又は申告書に添付していただくことで障害者控除を受けることができます。

※該当しないと判断された場合は「障害者控除対象者非該当通知書」をお送りします。

「障害者控除対象者認定書」の有効期間

申請日から、障害者控除の対象となる方の障害事由が続いている間は有効です。したがって、交付された認定書は翌年以降も使用する可能性がありますので、提出される場合はコピーを提出し、原本は必ずお手元に保管いただくようお願いします。

	障害者控除額	特別障害者控除額
所得税	27万円	40万円
住民税	26万円	30万円

問合せ先・窓口

福祉課 介護保険係(保健福祉センター内)

電話番号 (0538)86-6341

ご存じですか？「障害者差別解消法」

福祉課

全ての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指して、「障害者差別解消法」が施行されています。

この法律では、官公庁や民間事業者による「障がいを理由とした差別」の禁止や「合理的な配慮」を行うことなどについて定めています。

◎「障がいを理由とした差別」

正当な理由がないのに、サービスの利用を拒否したり制限したりするような行為のこと。

例：レストランなどに入ろうとしたら、車いすの利用を理由に入店を断られた。

アパートを借りようとしたら、障がいがあることを理由に契約を断られた。

◎「合理的な配慮」

障がいのある人にとって障壁となる部分（社会的障壁）を取り除くために、負担になり過ぎない範囲で配慮すること。

例：聴覚に障がいがある人のために、筆談など音声以外の方法で伝える工夫をすること。

車いすを使う人のために、段差やスロープを昇る手助けをすること。

12月3日から9日までは、国が法律で定めた「障害者週間」です。障がいを理由とする差別をなくすためには、みなさん一人ひとりが「心のバリアフリー」についてもう一度考えることが大切です。互いを尊重し支え合うことで、全ての人が共に生きる共生社会の実現を目指しましょう。

障害者差別解消法に関するお問合せ 福祉課地域福祉係 電話 85-1800

「障がい等生活相談日」のお知らせ

福祉課

「小さい頃から人との付き合い方が苦手」・「お金の管理ができず日常生活に困っている」・「どの仕事をしても長続きしなくて生活が安定しない」・「療育手帳を持っているが使える福祉サービスや制度について知りたい」・「発達障がいに関する相談をしたい」など、乳幼児・学齢・成人までの、知的障がい・発達障がいをお持ちの方（または疑いのある方）、その家族、関係者の方からの相談をお受けします。相談の費用は無料ですが、予約が必要です。

☆ 日 程

12月 9日(金)	1月13日(金)	2月10日(金)	3月10日(金)
23日(金)	27日(金)	24日(金)	24日(金)

☆ 時 間 午前の部 9:00～正午 午後の部 1:00～4:00（予約制）

☆ 場 所 森町保健福祉センター相談室

☆ 相 談 員 東遠学園組合東遠地区生活支援センター 相談員（社会福祉士）

（森町から相談支援事業を委託）

☆ 申 込 み 福祉課地域福祉係 電話 85-1800



健康マイレージ参加で

健康とお得をゲットしよう！

健康こども課

健康づくりポイント制度の健康マイレージをご存じですか？

健康や生きがいづくりなど様々な分野での活動で、ポイントを貯める制度です。

お得な特典がたくさんありますので、ぜひご参加ください。

【対象者】 18歳以上の町民

【ポイントを貯める期間】 令和5年1月31日(火)まで

【ポイントの貯め方・カードの使い方】

ステップ1⇒ ○感染症予防や食事といった日々の健康づくりで1日1ポイント

感染症予防例：こまめに手洗いうがいをする。換気を行う。

食事例：1日3食しっかり食べる。野菜を毎食食べる。

○町の保健福祉事業(各種教室)等に参加して1回1ポイント

○両方合わせて40ポイントを貯める

ステップ2⇒ ポイントカードを「ふじのくに健康いきいきカード」に交換

ステップ3⇒ うれしい特典をゲット！！

特典1：協力店にてお買い物すると優待サービスが受けられる

例) 1,000円以上お買い上げで、ミニお茶缶1本プレゼント

板前お薦めの一品プレゼント

特典2：先着100名様にクオカード(500円分)プレゼント

特典3：抽選で30名様に森町総合体育館のトレーニング室回数券(1,500円分)が当たる

特典4：抽選で50名様に自立体力検定(600円相当)が当たる

★ポイントカードは、6月15日の町内回覧にて全戸配布しています。保健福祉センター、森町総合体育館でも配布しています。また、役場のホームページからも、ダウンロード可能です。

【問合せ】 健康こども課健康づくり係 電話85-6330



森町子育て支援センターだより



児童館

親子・祖父母・地域の方もみんな笑顔で子育てができる居場所づくりを目指しています。

12月の予定

- 7日(水) リトミックランド(申込み者)
- 8日(木) すくすくクラブ(申込み者)
- 14日(水) 森のくまさん広場
午前10時30分～ 児童館内
- 15日(木) のびのびクラブ(申込み者)
- 20日(火) 赤ちゃんと一緒に
午前10時～ 児童館内
- 21日(水) WEB版 森のくまさん広場
午前10時30分～ オンライン(Zoom)
- 22日(木) 森のコアラ広場(飯田地区)
午前10時～ 会場: 飯田総合センター

☆内容について詳しくは、こちらの QRコードから ⇒ 年間予定表「みんなあつまれげんきっ」をご覧ください。



子育て相談を受け付けています。
電話でも来館していただいても大丈夫です。
電話の場合は、「電話相談です」とお伝えください。お気軽にお声かけください。

☆秘密は守ります☆



☆すくすくクラブ☆ 1月の申込み

R4年度1歳になる子の活動
1月12日(木) 午前10時～午前11時
『冬の病気について リズムで遊ぼう』
対象: 令和3年4月2日～令和4年4月1日
生まれの乳幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員10組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 12月9日(金)～12月27日(火)

☆のびのびクラブ☆ R4年度2歳になる子の活動

1月19日(木) 午前10時～午前11時

『豆まき』

対象: 令和2年4月2日～令和3年4月1日
生まれの幼児と保護者 ※町内在住の方
場所: 森町保健福祉センター2階 機能回復訓練室
定員10組程度 先着順 (電話申込み可)
申込み期間 12月15日(木)～1月6日(金)



◎申込み・問合せ

森町子育て支援センター (森町児童館併設)
電話85-2839 (休館日・月曜・祝日・年末年始)

【児童館】

☆クリスマス
パーティー☆

12月20日(火)～
12月25日(日)

クリスマスを楽しもう!

内容☆クリスマスクイズ(いないのはだれ?)

クリスマス飾り作り

場所☆児童館

時間☆各日16:00受付終了

申込みはいらないよ! 児童館に遊びに
来た時にやってみてね。

問合せ☆森町児童館 TEL 85-2839
(月曜・祝日 休館)

7千
プレゼント
もらえるよ!



手づくりクラブ☆参加者募集

「児童館」

～マグカップ&コースター～

マグカップに絵を描いてオリジナルのマグカップを作ろう！
手づくりコースターも一緒に♡ステキなティータイムを♡

日時：令和5年1月14日（土）14：00～15：30

場所：機能回復訓練室（森町保健福祉センター2階）

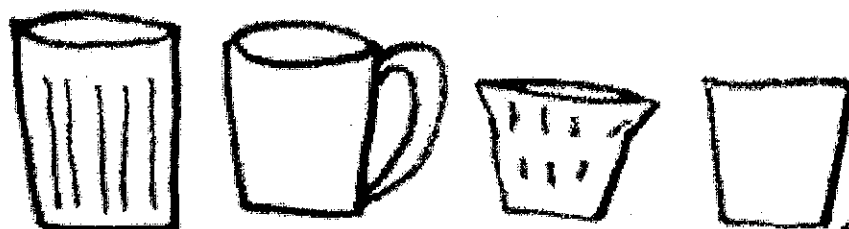
対象：幼児～高校生（幼児は保護者同伴）

定員：10組程度

申込み期間：令和4年12月7日（水）～12月27日（火） 電話でも可

申込み・問合せ：森町児童館 TEL 85-2839（月曜・祝日休館）

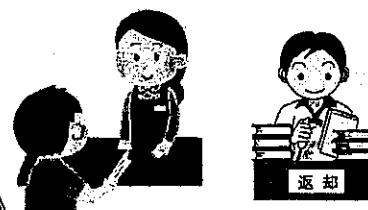
参加費
無料



臨時図書館の開館について

森町立図書館

天井工事に伴い、図書館は2月28日まで休館しています。
ご利用の皆様には、ご不便をおかけして申し訳ありません。
下記の日程・会場で、臨時図書館を開いていますのでご利用ください。
開館時間は9：00～16：00となりますのでご了承ください。



《12月》

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				ロビ-	ロビ-	第3
4	5	6	7	8	9	10
第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3
11	12	13	14	15	16	17
ロビ-	休館	第3	ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3
18	19	20	21	22	23	24
第3	休館	ロビ-	第3	第3	ロビ-	第3
25	26	27	28	29	30	31
第3	休館	第3	休館	休館	休館	休館

《1月》

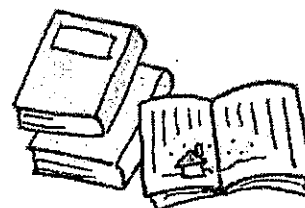
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
休館	休館	休館	休館	第3	第3	第3
8	9	10	11	12	13	14
第3	第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3
15	16	17	18	19	20	21
第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-
22	23	24	25	26	27	28
第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-
29	30	31				
第3	休館	ロビ-				

《2月》

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
			ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3
5	6	7	8	9	10	11
第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-
12	13	14	15	16	17	18
ロビ-	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3	第3
19	20	21	22	23	24	25
第3	休館	ロビ-	ロビ-	ロビ-	ロビ-	第3
26	27	28				
ロビ-	休館	ロビ-				

ロビ-：文化会館ロビー
第3：文化会館第3研修室

〈問〉森町立図書館 ☎85-1113（月曜休館）
※月曜日が祝日の場合は火曜日が休館日
12月28日～1月4日は年末年始の休館日



放課後子供教室指導者募集！！

～あなたの経験を地域の子供たちのために～

社会教育課

教育委員会では、令和 5 年度から森小学校に放課後子供教室を開設します。

放課後子供教室とは、学校の放課後の時間帯に地域の人たちに協力をいただき、学校の体育館やグラウンドなどで様々な体験活動をおこなうもので、地域社会の中で心豊かで健やかな子供たちを育む取り組みです。

開設にあたり、子供たちに「昔遊び」、「スポーツ」、「文化活動」などを指導できる個人やグループを募集します。

開催日	5 月～2 月の第 2・第 4 水曜日（学校休業日を除く）
時 間	14 時 30 分頃～16 時 00 分頃 ※活動時間は 1 時間程度
場 所	森小学校 体育館又はグラウンド

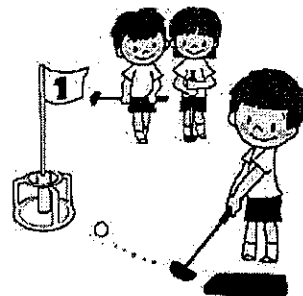
〈活動の例〉

- 昔遊び・・・こま、けん玉、紙ひこうき、お手玉 など
- 文化活動・・・バルーンアート、読み聞かせ、演劇 など
- スポーツ・・・ドッジボール、グラウンドゴルフ、輪投げ など

応募資格 特別な資格は必要ありません。子供が好きな方大歓迎！

申込方法 電話で住所、氏名、電話番号、教えていただける活動内容をお知らせください。なお、活動時間に応じて謝礼をお支払いします。

参加児童の受付や活動時の見守りなどをおこなう放課後子供教室スタッフ（安全管理員）も募集中です！



申込み・問合せ 教育委員会社会教育課 電話 85-1112



第2回輪投げ大会 開催のお知らせ

森町体育協会では、下記のとおり第2回輪投げ大会を開催します。

昨年は新型コロナウイルスの影響により開催を中止しましたが、第1回大会は、大変ご好評をいただきましたので、今回も多くの方にご参加いただきますようお願いします。



記

開催日時：令和5年3月12日（日）

小学生・ファミリーの部：午前10時から

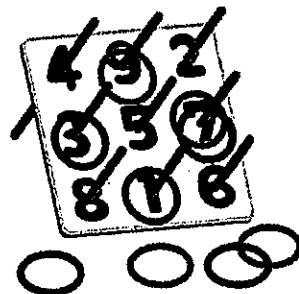
一般の部：午後1時から

開催場所：森町総合体育館「森アリーナ」

持ち物：体育館シューズ、タオル、マスク

大会ルール

- ・1チーム3人（性別・年齢は不問 ただし中学生以上）とする
- ・2ゲーム（1ゲーム9投）の合計で順位を決定する
- ・輪は4メートル遠方から投げる
- ・練習は1回（9投）とする。
- ・団体戦、個人戦ともに3位まで表彰する
- ・参加賞、ビンゴ賞、特別賞などの賞品を用意する



申込用紙は森アリーナに置いてあります。

（森アリーナは毎週火曜日と年末年始（12/28～翌年1/4）は休館日です）

申込締切日：令和5年1月30日（月）